

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給実績について

令和元年10月からの消費税率引上げに伴い、子どもの貧困に対応するために行った「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給実績について報告いたします。

1 受付期間・支給日

(1) 受付期間

令和元年8月1日から令和元年12月2日まで
(受付期間延長後：令和2年2月3日まで)

(2) 支給日

令和2年1月10日から令和2年3月31日まで

2 申請促進の取り組み

児童扶養手当受給者が毎年8月に提出する現況届の案内に合わせて、受給者全員に給付金制度の案内を行い、制度の周知を十分に図りました。

また、対象者の受給機会を最大限確保するため、受付期間を当初の受付期間から2か月間延長するとともに、支給対象者に該当する可能性のある者には個別に申請勧奨を行うなど、申請促進に向けた取り組みを実施しました。

3 支給実績(令和2年2月10日現在)

区 分	支 給 実 績
申請件数	141件
給付決定件数	134件
不支給決定件数※	7件
支 給 額	2,345,000円(17,500円×134件)

※ 所得制限の超過により児童扶養手当の支給が全部支給停止となった者

(参 考) 事業の概要

給付金の名称	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金
対 象 者	次のすべての要件に該当する者 ① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母 ② 基準日(令和元年10月31日。以下同じ。)において、これまでに法律婚をしたことがない者 ③ 基準日において、事実婚をしていない者、又は、事実婚の相手方の生死が明らかでない者
給 付 額	対象者1人につき一律17,500円(本年度1回限り)
財 源	国庫補助金(10/10)